

# 社会福祉法人牛久市社会福祉協議会が提供する 福祉サービスに係る虐待防止の対応に関する実施要綱(指針) (一部抜粋)

## 第1章 虐待の防止に関する基本的な考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が提供する介護保険法第8条、障害者総合支援法第5条、児童福祉法第6条の2の2に基づく事業の利用者が尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、利用者への虐待防止のための取り組みの推進を図るとともに、虐待を受けた者及びその擁護者に対する適切な支援を行うため、高齢者の虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法：平成18年4月施行）、障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法：平成24年10月施行）の規定に基づき、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の権利を擁護し、健全な支援を提供することを目的とする。

### (対象とする虐待)

第2条 この要綱において、「虐待」とは、本会職員が利用者に対して行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。  
他の利用者による(1)(2)(3)と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他の利用者から不当に財産上の利益を得ること。
- (6) その他、管理者が虐待と認める行為や言動。

### (利用者に対する虐待の防止)

第3条 本会職員は、利用者に対して、虐待をしてはならない。

### (虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及びご家族、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止の対応に関する実施要綱に基づき、対応しなければならない。

- 2 本会職員は、虐待を発見した際には、虐待防止マネージャー及び虐待防止受付担当者に通報しな

なければならない。また、通報を怠ってはならない。

- 3 虐待防止マネージャー及び虐待防止受付担当者は、通報者を保護するため、聴取等については配慮をもって対応しなければならない。また、通報する際の方法として匿名でも可能なことや、自分の身分が分からないように通報できることを研修等通じて伝えていかなければならない。

## 第2章 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(虐待防止体制)

第5条 本要綱による虐待防止の責任主体を明確するため、虐待防止責任者を配置する。

- 2 虐待防止責任者は、介護保険グループ及び福祉事業グループ事務局次長とする。
- 3 虐待防止責任者は、本会事業の虐待防止体制を整えるため、各事業所に虐待防止マネージャーを配置する。
- 4 虐待防止責任者は、利用者が虐待通報をしやすい環境を整えるために、各事業所に虐待防止受付担当者を配置する。

(虐待防止委員会の設置)

第6条 虐待防止責任者は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- (1) 虐待防止委員会は、定期的に（年1回以上）開催しなければならない。
- (2) 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする。委員は各事業より1人以上選出する。  
※別表参照
- (3) 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- (4) 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(虐待防止委員会の役割)

第7条 虐待防止委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための計画及び体制づくり
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
- (3) 虐待（不適切な対応事例）発生時の検証及び解決策・再発防止の検討

(虐待防止責任者の職務)

第8条 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会職員の理念の徹底、倫理綱領の遵守の徹底
- (2) 虐待発生時の虐待防止センターへの報告
- (3) 被虐待者及びご家族に対する虐待内容の説明および誠意ある対応
- (4) 虐待防止のための虐待通報者（当事者も含む）等との話し合い

(虐待防止マネージャーの職務)

第9条 虐待防止マネージャーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会事業の虐待発生の要因となる課題を抽出し、問題解決に向けた研修等の実施
- (2) 虐待防止に係る研修会への積極的な参加
- (3) 虐待発生時には虐待受付担当者とともに、虐待内容及び原因を精査し、虐待防止責任者へ報告
- (4) 被虐待者及びご家族に対し、虐待防止責任者とともに、虐待内容の説明及び誠意ある対応
- (5) 虐待防止のための虐待通報者（当事者も含む）等との話し合い

(虐待防止受付担当者の職務)

第10条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待や各事業所内の異常を伝えやすい事業所の環境作り
- (2) 虐待防止に係る研修会への積極的な参加
- (3) 虐待発生の通報を受け、迅速に被虐待者の状況、虐待者の状況等の記録及び虐待防止責任者、虐待防止マネージャーへの報告義務と双方への意向確認
- (4) 虐待発生時には虐待防止マネージャーとともに、虐待内容及び原因を精査し、虐待防止責任者へ報告

### 第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第11条 虐待防止責任者は、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本要綱に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第12条 虐待の通報は、文書（別紙1）又は口頭により受け付けることができる。

2 虐待防止マネージャー及び虐待防止受付担当者は、虐待通報の受付に際して、記録（別紙2）を作成し、次の内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 虐待防止委員会への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの虐待防止委員の助言と立ち合いの要否

3 本会職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に虐待の申し出があった場合には、虐待防止マネージャー及び虐待防止受付担当者に代わって申し出を受けすることができる。

4 前項により虐待の申し出を受けた本会職員は、報告書を作成し、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待の報告・確認)

第13条 虐待防止マネージャー及び虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者、虐待防止委員会に報告する。ただし、虐待通報者が虐待防止委員会への報告を希望しない場合はこの限りではない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止責任者、虐待防止委員会に報告し必

要な対応を行う。

- 3 虐待防止マネージャー及び虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた虐待防止委員会は、虐待内容を確認し、虐待通報者に対して報告を受けた旨を文書（別紙3）又は、口頭で通知する。なお、通知は、虐待通報のあった日から速やかに行わなければならない。
- 4 虐待防止責任者は、虐待の報告があった場合は虐待防止センターに口頭又は文書にて報告を行う。その後、虐待防止センターからの指示、調査に対して、適切な対応を行う。

（虐待解決に向けた話し合い）

第14条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。

ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、虐待の内容を確認の上必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、話し合いの結果を書面等に記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った虐待防止委員に確認する。

（虐待解決に向けた記録・結果報告）

第15条 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面（別紙4）により記録する。

- 2 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、被虐待者及びご家族、虐待通報者、虐待防止センターに対し、改善事項及び改善結果の報告（別紙5）を行わなければならない。なお、報告は、原則として第14条の話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止責任者は、事業所内及び虐待防止委員による調整・助言を得てもなお被虐待者及びご家族、虐待通報者が満足する解決が困難な場合は、市苦情相談窓口及び県社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会」を紹介する等の必要な対応を行う。

（改善結果の公表）

第16条 虐待防止責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を虐待防止委員に報告する。（別紙6）

- 2 虐待防止マネージャーは、本会事業への信頼性の向上及びサービスの質の向上を図るため、個人情報に関する事項を除き、改善の対応状況・結果について事業所内に掲示するとともに、事業報告書等の実績を掲載し公表する。

（虐待防止のための職員等研修）

第17条 虐待防止責任者は、虐待防止マネージャーを中心とし、本会事業内虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。

- （1）内部研修（虐待防止・権利擁護、事例検討等）

(2) 外部研修（障害特性、メンタルヘルス等）

(3) 新規採用時には速やかに虐待防止のための研修を実施する。

2 虐待防止責任者は、倫理綱領を規範とすることを、職員に周知しなければならない。

（権利擁護のための成年後見制度）

第 18 条 虐待防止責任者は、高齢者及び障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及びご家族等に啓発する。

（守秘義務）

第 19 条 虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、虐待防止受付担当者及び虐待防止委員会、その他の虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他の相談等により知り得た個人情報を被虐待者、ご家族、虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

（利用者等に対する指針の閲覧）

第 20 条 職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、ホームページにも公開する。

（その他虐待防止の推進のために必要な事項）

第 21 条 権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を怠らなければならない。

付 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

